

福祉用具ハーツ

特定介護予防福祉用具販売運営規程

(事業の目的)

第1条 Loppis 合同会社が開設している「福祉用具ハーツ」(以下「事業所」という。)が行う指定特定介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を支援する者の負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福祉用具ハーツ
- (2) 所在地 広島県広島市中区吉島西一丁目31番3号

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・専門相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 専門相談員 2名以上(常勤換算後の人数)

専門相談員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また介護者の負担の軽減ができるように、福祉用具販売計画の作成・変更等を行い、適切な福祉用具の選定を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から木曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第6条 指定特定介護予防福祉用具の販売の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売について、利用者(購入申込者)の同意を得る。

- (2) 提供に当たって、特定介護予防福祉用具の機能、安全性・衛生状態に関し点検し、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、該当特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (3) 居宅サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう必要な措置をとる。

(取り扱う種目)

第7条 事業所で取り扱う福祉用具の種目は、次のとおりとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 入浴用補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (6) 排泄予測支援機器

(利用料等)

第8条 特定介護予防福祉用具の販売を提供した際は、現に当該福祉用具の購入に要した費用の額等の支払を受けるものとする。

- 2 品名ごとの販売費用の額等は、別紙目録の通りとする。
- 3 販売費用の額の支払いを受けた場合は、次の項目を記載した書面を利用者に対して交付する。
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 提供した福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - (3) 領収書
 - (4) パンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要等

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市、安芸郡、三原市、竹原市、世羅郡とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、Loppis 合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。